

令和5年度支部事業計画策定について

支部事業計画策定について

はじめに

例年、翌年度の支部事業計画、支部保険者機能強化予算の策定にあたっては、事業計画(骨子)や支部保険者機能強化予算(案)をお示したうえで、評議員のみなさまにご意見をお伺いしておりました。

令和5年度の策定にあたっては、支部の保険者機能の更なる発揮に向け、事前に支部における主な課題等を提示したうえで、当該課題解決に向けた事業展開についてご意見・アイデアをいただきたいと考えています。

今後のスケジュール(予定)

時期	主な予定
11月上旬	支部事業計画・KPI・支部保険者機能強化予算の策定開始
12月上旬	支部評議会で支部事業計画(骨子)案等を提示
12月下旬	支部事業計画等の本部への提出期限
1月中旬	支部評議会で支部事業計画案等を提示後、本部へ最終案を提出
2月中旬	本部から支部事業計画等の確定通知
3月	評議員へ事業計画等(最終案)をご報告

埼玉支部における課題・施策等

課題

特定保健指導実施率が低い。【令和3年度実績】

- ◇対象:被保険者
- ◇全国順位:47位(実施率8.0%)
- ◇被保険者100人以上事業所実施率(4.2%)が全国最下位で全国平均(12.6%)と乖離がある。
- ◇健康宣言事業所の実施率(14.4%)が全国平均(23.2%)と乖離がある。

これまでの取組と評価

◇これまでの取組と結果

- 特定保健指導専門機関と契約し、ICTを活用した保健指導を行った。令和4年度からは、健康アプリを活用できる専門機関に委託することで、対象者の利便性の向上を図った。また、委託事業者と定例会を定期的開催し、進捗の管理と課題の把握と解決を行った。
- 令和3年度から、全事業所(対象者)へ保健指導の案内を送付している。
- 健診当日に初回面談が実施できる健診機関を拡大するため、健診機関訪問やヒアリングを行い、個別の課題を洗い出した。

【結果】

専門機関の実施者数:令和元年度:511人 令和2年度:957人 令和3年度:2,077人
※委託対象者数は令和2年度:12,000人 令和3年度:30,000人
訪問ヒアリングの健診機関数:令和3年度:16機関 令和4年度:14機関(9月末現在)

◇取組に関する評価

- 専門機関との定例会で、事業所(主)の特定保健指導に対する理解不足が一因となって、初回面談のアポイントがとれていないといった現状を共有した。このため、大規模事業所へは支部職員と専門機関職員とで訪問説明を行うこととした。(令和4年度下期事業)
- 健診機関の体制や環境を含めた、個別の課題を洗い出すことができた。

今後の重点施策とその検証方法

◇保健指導への理解促進

- 引き続き、全対象者へ保健指導の案内を送付すると共に、大規模事業所等への訪問説明等を含めた理解の促進に努めていく。
- 健診機関経営者や健診部門管理者に対し、専門職等の増員等、保健指導体制の強化を訴えていく。

◇検証方法

- 特定保健指導契約機関の実績及び契約機関数で検証する。

埼玉支部における課題・施策等（つづき）

課題

健診受診率が低い。【令和3年度実績】

- ◇種別：生活習慣病予防健診
- ◇全国順位：45位（受診率46.3%）
- ◇被保険者10～49人事業所受診率（53.9%）が全国（64.4%）と乖離がある。
（データ：令和2年度健指カルテ 生活＋事業者）
- ◇社会保険・社会福祉・介護事業（52.3%）および道路貨物運送業（48.7%）の受診率が全国（63.7%、56.6%）と乖離がある。（データ：令和2年度健指カルテ 生活＋事業者）

これまでの取組と評価

◇これまでの取組と結果

- 令和3年度から小規模事業所の事業主へ受診勧奨にダイレクトメールを送付している。（令和3年度：4,845件 令和4年度：6,841件）
- 日曜健診と銘打って、夫婦（被保険者：夫 被扶養者：妻）ともに未受診である世帯へ健診機関での健診機会を提供している。

【結果】

生活習慣病予防健診実施機関の実施者数：令和元年度44.1% 令和2年度41.4% 令和3年度46.3%
日曜健診実施機関及び受診者数：令和元年度6機関192人 令和2年度8機関285人 令和3年度9機関311人

◇取組に関する評価

- 小規模事業所ダイレクトメールの対象とした被保険者5～9人規模の令和3年度受診率39.4%と令和元年度41.4%に及ばなかった。

今後の重点施策とその検証方法

◇生活習慣病予防健診の受診勧奨強化

- 健診保健指導カルテ等を活用し、規模や業態に着目した生活習慣病予防健診の受診勧奨を行う。

◇検証方法

- 受診勧奨対象となった事業所規模、業態の健診受診状況を検証する。

埼玉支部における課題・施策等（つづき）

課題

喫煙者の割合、食習慣要改善者の割合が全国平均以上

- ◇メタボリックシンドローム該当群と喫煙習慣では、女性に関連が見られた。
（データ：令和元年度 埼玉県との協会加入者の業態別特徴）
- ◇道路貨物運送業、飲食料品小売業、社会保険社会福祉介護事業で、血圧、脂質、代謝のリスク保有率が全国平均以上である。

これまでの取組と評価

◇これまでの取組と結果

- 健康宣言事業所を中心に禁煙支援を行っている。

【結果】

禁煙支援利用状況：令和3年度：17人（うち禁煙成功者9人） 令和4年度：10人（うち禁煙成功者2人、継続中8人）

◇取組に関する評価

- 禁煙支援を行う中、禁煙に取り組む事業者を把握することができた。このことから、禁煙対策に取り組む健康宣言事業所等の事例集を作成し、横展開する予定。
- 運輸業団体であるトラック協会の研修等で禁煙支援および喫煙対策の重要性を訴える必要がある。

今後の重点施策とその検証方法

◇業界団体（運輸業）に対する喫煙対策の強化

- 会員事業所を対象としたセミナー等で啓発する。
- 業界団体を通じて、健康経営を普及促進する。

◇検証方法

- 業態別の喫煙率の変化について、中長期的に検証する。
- 健康宣言事業所（認定事業所）の喫煙対策の変化について検証する。

埼玉支部における課題・施策等（つづき）

課題

健康保険委員 被保険者カバー率が全国平均以下、健康保険委員活動の活性化が必要

- ◇健康保険委員 被保険者カバー率(令和4年6月末時点)・・・37.54%(全国平均48.14%)
 - 規模別1～9人:4.63%、10～29人:22.05%、30～99人:36.75%、100～499人:63.30%、500人以上:70.37%
 - いづれも全国平均を下回っている。(100人以上:70.37%、全国平均:73.14%)
- ◇健康保険委員が在籍しており、かつ被保険者100人以上で保険証未回収率10%以上の事業所・・・47社
- ◇健康保険委員が在籍している事業所の生活習慣病予防健診実施率・・・64.8%(全国平均:73.2%)
- ◇健康保険委員が在籍している事業所の健康宣言実施率・・・9.26%(740社)

これまでの取組と評価

◇これまでの取組

- 健康保険委員に「健康保険委員だより」を年5回送付している。(「協会けんぽGUIDE BOOK」は、委嘱状交付時に同封)
- 保険証回収勧奨業務においては、健康保険委員が在籍する事業所は、健康保険委員を宛名に併記している。
- 新規加入事業所に対して、健康保険委員委嘱勧奨文書を送付している。
- 被保険者数20～199人のうち、健康保険委員の登録がない事業所あてに健康保険委員委嘱の勧奨文書等を送付している。
また、被保険者数300人以上の事業所に関しては、文書勧奨のほか電話勧奨も併せて実施している。

◇取組に関する評価

健康保険委員勧奨に力を入れているため委嘱率は増加しているが、健康保険委員の活動力の強化には至っていない。

今後の重点施策とその検証方法

◇健康保険委員としての意識の醸成

健康保険委員の委嘱率を上げつつ、また委嘱率が増加するだけでは協会けんぽの行っている医療費適正化や健康づくりといった取り組みを広く周知できないため、健康保険委員活動を活性化させるために研修会の実施や一般的な加入者とは差別化を図った広報誌などにより、健康保険委員としての意識の醸成を図る。

◇検証方法

健康保険委員の委嘱率と生活習慣病予防健診実施率、保険証回収率等で検証する。

